

1. ビジョン策定の目的と経緯

1.1 ビジョン策定の目的

本市はモータリゼーションの急速な進展と市街地の拡大により、移動手段がマイカーに大きく依存している。その一方で公共交通機関の利用者は昭和 40 年代以降減少を続け、ピーク時の 85%減の水準まで低下している。また、市街地が拡大する中で市民の足を確保するためにバス路線を拡大してきた結果、現在、市民の約 2/3 が公共交通を利用できる環境にあるが、バス全体としては採算性の低下を招いている。近年では、規制緩和に伴い、採算性が確保できないバス路線の減便や廃止が進み、さらなるマイカー依存を招くという悪循環を引き起こすことが懸念される。

一方、超高齢者社会を迎え、マイカーを利用できない高齢者は今後確実に増加する見込みであり、児童・生徒を含むマイカーを利用できないいわゆる交通弱者にとって、公共交通は日常生活に不可欠な移動手段であり、今後も持続可能な形で維持していくことが必要である。また、持続可能な都市を実現するためのインフラのひとつとして、公共交通の充実が求められている。

このような状況を踏まえ、本ビジョンは、将来にわたり持続可能な公共交通を実現するために、本市の公共交通の将来像を示し、その実現に向かって市民・交通事業者・行政各々の役割を定めるものである。

※本ビジョンは、昨年 10 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画として策定する。

1.2 ビジョン策定の経緯

これまで路線バスの利用者減少に歯止めをかけ公共交通を維持していくために、バスロケーションシステムやバス専用・優先レーンの導入、パークアンドライドや中心市街地における循環バスの社会実験に取り組んできたものの、利用者の減少は止まらず、平成 12 年～17 年にかけて市交通局の民間移管等を実施し、路線バスの合理化が進められてきた。さらに、近年の規制緩和を背景とした郊外部の廃止路線に対し、代替交通の導入に取り組んでいるところである。

これらの取り組みと並行して、平成 14 年度には「秋田市の公共交通(バス)に関する基本方針」を策定し、平成 17 年度には「秋田市の明日の公共交通を考える懇談会」を組織したものの、十分な成果が得られないままとなっている。

平成 19 年には、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の成立を受けて市民、交通事業者、有識者、行政等により構成される「秋田市地域公共交通協議会」※を設置し、同年 10 月 1 日の法施行と同時に全国第 1 号の法定協議会へ移行し、同協議会において「秋田市公共交通政策ビジョン」を策定することとしたものである。

※同協議会参加者は、協議結果である本ビジョンを尊重することが法令上義務づけられる。(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第 6 条第 5 項)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)

— 主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援 —

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

地域公共交通の活性化・再生の必要性

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針 (国のガイドライン)

主務大臣(国土交通大臣・総務大臣)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定
※国家公安委員会、環境大臣に協議

1. 計画の作成・実施

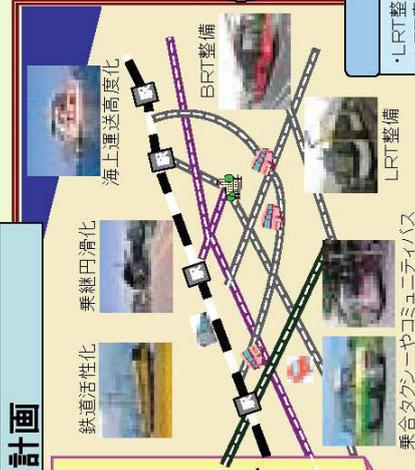


地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改善等、地域公共交通のあらゆる課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。国は、これを総合的に支援。

【地域公共交通特定事業】

- ・LRTの整備
- ・BRTの整備
- ・海上運送サービスの改善
- ・乗継の改善
- ・地方鉄道の再構築、再生



- ・協議会の参加要請承諾義務
(※公安委員会、住民は除く)
- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

国による総合的支援

- ・予算等
- ・計画策定経費支援
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- ・地方債の配慮
- ・情報、ノウハウの提供等
- ・人材育成

法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づき施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- ・鉄道事業における「公有民営」方式の上下分離を可能とする特例※
- ・関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV(デュアルモードビークル)

- ・軌道と道路の両方の走行が可能な車両

IMTS(インテリジェントマルチモードトランジット)

- ・磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両

水陸両用車



注1 LRT(Light Rail Transit)

低床・リアアフリードesignの新車の投入、屋根付きの広大な乗降所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム

注2 BRT(Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム

注3 公有民営※

地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行事業者に無償で使用させるもの

＜参考＞地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第三章 第一節 第五条 地域公共交通総合連携計画において定める事項

第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通総合連携計画の作成

(地域公共交通総合連携計画)

第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を作成することができる。

2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通総合連携計画の区域

三 地域公共交通総合連携計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五 計画期間

六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

3 前項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

▼秋田市における公共交通に関するこれまでの取り組み

年次	取り組み内容
昭和49年～	バス専用レーン(1区間)、バス優先レーン(土崎臨海入口～旧三菱マテリアル(新国道)、脳研センター～手形方面)の設置
昭和56年～平成16年(現在廃止)	バスロケーションシステムの導入(システムの老朽化、市交通局の廃止に伴う路線の整理に伴い、平成16年に廃止)
平成9・10年度	秋田商工会議所が事業主体となった中心市街地における循環無料買い物バスの試験運行
平成11年度	四ツ小屋駅パークアンドライド社会実験
平成12年～18年3月	市交通局の廃止、路線を民間バス事業者(秋田中央交通(株)へ移管
平成14年度	秋田市公共交通(バス)に関する基本方針の策定
平成15年～18年	秋田市郊外部4地区(西部、北部、東部、南部(河辺・雄和地区)における不採算バス路線利用実態調査の実施
平成17年9月～平成18年	秋田市の明日の公共交通を考える懇談会の開催
平成17年10月～	不採算により廃止となった西部3路線(豊岩線・下浜線・浜田線)に代わる代替バスとして「西部マイタウン・バス」を運行
平成17年度～	「秋田市生活バス路線維持対策費補助金」見直しによるバス補助制度の整備
平成19年9月～	秋田市地域公共交通協議会の設置
平成19年～20年	秋田市公共交通政策ビジョンの策定
平成19年7月	秋田市の公共交通に関する調査・研究の相互協力に関する協定を本市と秋田大学工学資源学部土木環境工学科が締結
平成19年9月～	秋田市地域公共交通庁内連絡会の設置
平成19年11月	地域公共交通の活性化・再生に関するセミナーの開催
平成19年12月～	秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会の設置
平成20年2月	冬季間における乗合バス輸送サービスの現状と課題に関する調査の実施
平成20年3月	路線バス等活用調査の実施
平成20年4月～	不採算により廃止となった北部4路線(堀内線・下新城線・小友線・上新城線)に代わる新たな運行形態として予約式乗合タクシー「北部マイタウン・バス」を運行
平成20年4月～	バス総合案内システムの整備(秋田駅周辺への情報端末機設置及び携帯電話からの情報取得)
平成20年10月	中央部市民アンケートの実施
平成20年12月	中央部バス利用実態調査の実施

秋田市地域公共交通協議会委員名簿

		分野	所属団体等	氏名	①	②
学識者	1	学識経験者	秋田大学工学資源学部 教授	木村 一裕	○	○
	2	旅客鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)秋田支社 総務部長	下村 直樹		○
公共交通事業者	3	一般乗合旅客自動車運送事業者	秋田中央交通(株) 専務取締役	伊藤 博	○	○
	4		秋田県ハイヤー協会秋田支部 支部長 あさひ自動車(株) 社長	佐藤 武義	○	○
関係団体	5	一般乗合旅客自動車運送事業者団体	社団法人秋田県バス協会 専務理事	栗澤 富雄	○	
	6		秋田県ハイヤー協会 専務理事	佐藤 武彦	○	
	7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	秋田中央交通労働組合 執行委員長	伊藤 正志	○	
	8	その他団体	秋田商工会議所 専務理事	佐藤 貞治		
市民団体等	9	住民又は利用者	暮らしを考える女性の会 会長	高橋 敦子	○	○
	10		秋田県高等学校PTA連合会 会長	菅原 広二	○	○
	11		秋田市PTA連合会 会長	渡辺 正宏	○	○
	12		NPO秋田バリアフリーネットワーク 代表	佐々木 孝	○	○
	13		秋田老人クラブ連合会 会長	和田 清恵	○	○
	14		秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会 会長	永田 賢之助	○	○
	15		旭北地区町内会連合会 会長	中谷 久之助	○	○
関係行政等	16	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局 支局長	菊田 善昭	○	
	17	道路管理者	国土交通省秋田河川国道事務所 所長	柴田 久	○	○
	18		秋田県建設交通部 次長	檜森 悦朗	○	○
	19		秋田市建設部 部長	鎌田 金作	○	○
	20		東日本高速道路株式会社東北支社秋田管理事務所 所長	相原 英治	○	○
	21	都道府県警察 (公安委員会)	秋田臨港警察署 署長	小田島 久夫	○	○
	22		秋田中央警察署 署長	伊東 幸博	○	○
	23		秋田東警察署 署長	佐々木 清孝	○	○
24	秋田市	副市長	大山 幹弥	○	○	

注 ①②の丸印は、①が道路運送法施行規則第9条の3に該当、②が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に該当

道路運送法施行規則第9条の3 (地域公共交通会議の構成員)

主宰する市町村長、一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、主宰する市町村長が必要があると認める者、道路管理者、都道府県警察、学識経験を有する者

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条 (協議会の構成員)

地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村、関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者、公安委員会、利用者、学識経験者、その他の当該市町村が必要と認める者

▼秋田市地域公共交通協議会の経緯

